

令和4年第3回農業委員会議事録

開催日時 令和4年3月7日（月）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席委員

（農業委員 8名）※コロナ対応により出席委員を調整

京谷理史 古澤義夫 松永年實 水本幸男 葉山昌男

植野純央 鬼迫章浩 奥野晋也

（推進委員 1名）※コロナ対応により出席委員を調整

吉田隆美

農業委員会事務局

東 伸 白樫明広 篠崎 恵

案 件

報告第8号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第9号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第11号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号	農用地利用集積計画書の承認について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員

東 局長

みなさんこんにちは。

開始予定時刻には少し早いのですが、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第3回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の総会につきまして、現在ご承知のとおり大阪府では“まん延防止等重点措置の方が延長となっております。それに基づきまして、今回も開催通知文でもご案内させていただきましたとおり、各地区長と議案案件担当地区、農業委員さんのみご出席で開催させていただきますことをご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長

みなさんこんにちは。始まる前なんですけれども、みなさん方も全国農業新聞とられていると思いますけれども、この中に人・農地プランというのがありまして、それを国の方で策定を義務付けるということで記事が載っておりました。具体的な作業、例えば地図作るとか、土地の有効利用とかいろいろな形でこれからみなさん方のご協力をいただく必要があるかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それから、オミクロン株が結構流行ってまして、私の孫も保育園からもらってきて濃厚接触になったりとかしてます。そういった関係であんまり出歩かなくなったりしているんですけども、みなさん方も気を付けて、3回目のワクチンももう打たれてきていると思いますけれども、手指消毒とまたマスクの着用、手洗いがい、そういったことを注意していただいでよろしくお願いたします。

それでは、議案に入る前に事務局の方から案件の概略説明をお願いします。

事務局

会長ありがとうございました。

それでは、令和4年第3回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 西浦地区3件 丹比地区1件の計4件です。

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について古市地区1件です。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について古市地区1件、高鷲地区1件の計2件です。

報告第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について高鷲地区1件です。

次に、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件、西浦地区1件の計2件です。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件です。

議案第9号 農用地利用集積計画書の承認について駒ヶ谷地区2件、古市地区2件の計4件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については報告案件が8件、議案案件が7件の合計15件となります。

なお、本日欠席の委員は、丹比地区の小池委員となっております。

それでは会長、ご審議の程よろしくお願いします。

京谷会長 本総会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。

それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただきますことに、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷会長 それでは、本日の議事録署名委員を古澤委員さんと松永委員さんをお願いしますのでよろしく願いいたします。

京谷会長 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

第4条第1項第8号の届出について、3件続けてご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図「4条届①」をご参照ください。
地区名は、西浦地区です。●●●●●●●●●●●●●●●●
対象農地は、西浦6丁目33番7 田 252㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、住宅用地です。
現場確認委員さんは、三田委員さんです。

2件目です。地図「4条届②」をご参照ください。
地区名は、西浦地区です。
対象農地は、西浦3丁目886番1 田 456㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、住宅です。
現場確認委員さんは、三田委員さんです。

3件目です。地図「4条届③」をご参照ください。
地区名は、西浦地区です。
対象農地は、東阪田174番1 田 34㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●●様 持分3分の1
●●●●●●●●●●●●●●●●様 持分3分の1
●●●●●●●●●●●●●●●●様
持分3分の1
転用目的は、水路です。
現場確認委員さんは、梅谷委員さんです。

4件目です。地図「4条届④」をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
対象農地は、郡戸223番1 田 316㎡ ほか4筆
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、露天駐車場です。
現場確認委員さんは、小池委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認して頂きました結果、委員さんから異議ありませんでしたので報告致します。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷会長 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

地図「5条届」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申請地は、古市7丁目745番2 田 49㎡

古市746番1 畑 112㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：宅地分譲です。

現地確認委員さんは、京谷会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認して頂きました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告致します。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。

これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

1件目です。地図「18条通知①」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

通知所在地：碓井1丁目906番2 田 568㎡

貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●●様

借り手：●●●●●●●●●●●●●●●●様

解約目的：小作人が耕作しないため

現場確認委員さんは、松永委員さんです。

2件目です。地図「18条通知②、主たる従事者証明」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

通知所在地：高鷲8丁目45番 田 1315㎡

貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●●様

借り手：●●●●●●●●●●●●●●●●様

解約目的：小作人が耕作しないため

現場確認委員さんは、奥野副会長です。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷会長 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件続けて説明させていただきます。本件は、農地の所有権移転を行うものです。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について3件続けて説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図の「3条許可①」をご参照ください

地区名：駒ヶ谷地区

申請地：飛鳥874番1 田 79㎡
飛鳥875番1 田 365㎡ 合計444㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積：2, 259㎡となります。

譲受人の松浦様は農作業に5年従事されており、現在耕作されている農地を現地調査しましたところ、適正に管理がされていることを確認しています。

また、農機具の所有状況につきましても、噴霧器、軽トラック、草刈機となっています。

以上のことから、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

続きまして2件目です。

地図の「3条許可②」をご参照ください

地区名：西浦地区

申請地：蔵之内820番1 田 680㎡
蔵之内821番 田 813㎡ 合計1493㎡

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の譲受人世帯の耕作面積は、1, 493㎡となります。

祖母から孫への譲渡となります。

譲受人は、14年間、農作業に従事されており

現在耕作されている農地を現地調査しましたところ適正に管理がされていることを確認しています。

また、農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックとなっております。

以上のことから、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 まず1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 この●●●●くんですね、去年の5月に父親が亡くなりまして、現在借りている農業用倉庫ですね、広域農道沿いにありまして、ちょっと不便なところやあって、家主さんともいろいろとトラブル的なこともあったみたいで、2、3年ほど前から新たにそういう土地を探したいんやという話があって、ずっと探してて、やっと昨年ぐらいから話が進んできたということで、土地的には三角地であんまりうまく利用できるかわかりませんが、今まで小学校ぐらいからずっと親を手伝ってきていたので農業する分については何も問題ないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 うちの家の隣なんですけれど、この●●●●さんというのは高齢で老人ホームに入って、次の若奥さんが今一人で大きな家に住んであります。息子さんは今単身赴任で行ってはりまして、2、3年は委託して米を作ってもらっている、女手一人でしか家に住んでませんので、帰ってきたらまた米を作るということで、何も問題ないと思います。今の家の奥さんの旦那さんは、早く亡くなって、ずっと一人で女一人では米は作れないので委託して作ってる。また戻ってきたらするという事です。

京谷会長 わかりました、また見てあげてください。
すみません、よろしく願います。

地元委員 お孫さんに今回譲るということです。日曜日見に行って来たら、何も異常はないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、2件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

地図の「5条許可」をご参照ください。

被設定人 : ●●●●●●●●●● 様

設定人 : ●●●●●●●●●● 様

所在地 : 駒ヶ谷 15 番 1 他 6 筆
地 目 : 田
面 積 : 1, 6 8 8 平方メートル
転用目的 : 露天駐車場
権利の種類 : 賃借権の設定
農地区分 : 申請に係る農地からおおむね 3 0 0 m 以内に近鉄南大阪線「駒ヶ谷駅」があるため、農地法施行規則第 43 条第 2 号に該当し、第 3 種農地と判断します。

転用の理由ですが、被設定人はリサイクル商品の収集運搬業を営んでおり、事業拡大に伴い現在利用している駐車場が手狭となり、トラック及び従業員用駐車場が必要となったことから申請地を選定し、露天駐車場として整備するものです。

駐車台数につきましては、大型トラック 5 台、中型トラック 5 台、普通車 10 台となっています。

表面は砂利敷となり、雨水につきましては、申請地北側の水路へ放流することとなり地元水利組合や隣接農地所有者の同意が得られていることから、周辺農地の営農等に支障がないものと考えます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 駒ヶ谷地区の農地法第 5 条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 2 月の 2 5 日に、事務局と吉田さんと大黒の堀内さんと一緒に現場を見に行ってきました。現地は、雑草が生えてまして、一部 2、3 年前までぶどうのビニール栽培やられてたなというような感じなんですけど、今度駐車場になるということで、中小企業団地に隣接するんです。非常に見栄えも良くなるんじゃないかなと思います。以上です。

京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷会長 議案第9号 農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農用地利用集積計画書の承認について、羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。
農用地利用集積計画について4件続けて説明させていただきます。

地図の「利用集積計画①」をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

申請地は、駒ヶ谷 1415. 1416. 1417 番甲合筆 ほか2筆

合計 2,226 m²

利用権の設定をする者（所有者等）は、

●●●●●●●●●●●●●● 様

●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は、

大阪府中央区南本町2丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様

利用権の設定を受ける者（転借人）は、

●●●●●●●●●●●●●● 様

設定する利用権は 使用貸借権となります。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっています。

続きまして2件目、

地図の「利用集積計画②-1 ②-2」をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

申請地は、大黒 927 番 17 ほか12筆 合計 7,258 m²

利用権の設定をする者（所有者等）は、

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は、

大阪府中央区南本町2丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様

利用権の設定を受ける者（転借人）は、

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

設定する利用権は、使用貸借権となります。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間となっています。

続きまして3件目、

地図の「利用集積計画③」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申請地は、誉田7丁目823番1ほか3筆 合計4,206㎡

利用権の設定をする者（所有者等）は、

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は、

大阪府中央区南本町2丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様

利用権の設定を受ける者（転借人）は、

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

設定する利用権は、賃借権となります。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっています。

続きまして4件目、

地図の「利用集積計画④」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申請地は、碓井2丁目440番1 624番 合計1,738㎡

利用権の設定をする者（所有者等）は、

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は、

大阪府中央区南本町2丁目1番8号

一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様

利用権の設定を受ける者（転借人）は、

●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●● 様

設定する利用権は、賃借権となります。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっています。

●●●●●●●●●●●●●●ですが、定款に無農薬栽培の食品の生産事業を行う目的と記されており、組織内に農業部門を設け、現在、四条畷市で営農されています。

また、みどり公社、産業振興課からも問題ない旨の連絡をいただいています。農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷会長 1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 これにつきましても、2月の25日に現地を確認に行きました。●●●●さんのお父さんは80を超えておられて、下がたぶん息子さんで2人の土地を●●さんが借りるということで特に問題はないと思います。

京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

- 地元委員 これも同じ日に現地を見に行きました。私の持っているところの近くでよく知ってるんですが、壺井に行く道ですね、南方向にありまして、現在ほかの方が作っておられまして、その分を借りて引き続きやっていくということでございます。
- それから、その次にある数筆にわたる分ですけれども、これはスーパー林道、グリーンロードのもう少し山の方に入ったところにあるかなり広い土地なんですけれども、これも現在ハウスできてまして、ちゃんと耕作準備を進んでおります。奥の方もそうなんですけど、ちょっと傾斜がきつくて若い人でないと作れないというようなところなんです。この人、●●さんもたくさん借りておられまして、人材センターの人を活用しています。特に問題はありません。
- 京谷会長 結構な面積が7,200㎡からありますからね。はい、わかりました。
- 京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議ありません
- 京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
- 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。
- 京谷会長 3件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 これは、去年まで10年以上いちじくを作っておられた方がもうしんどいのでやめるということで、いちじくそのまま木を置いて、今度●●くんが今藤井農園で働いているんですけども、その子が新しくこの土地を借り受けて、いちじくを続いて栽培するということで、なんら問題ないと思いますので異議はありません。

京谷会長 こちらも面積 4,000 m²かなり広い面積、これ全部いちじく畑ですね。

地元委員 ①の 7 1 9 m²

京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
3 件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 4 件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 碓井 3 丁目のん、べっこやからね上と下。
借りる人は一緒やけど、菅田と碓井と別やから。

京谷会長 上の分ですね。なるほど、さっき面積広いなと思ってたら違うんやね。

地元委員 地区が別やから。借りる●●くんは同じやけどね。

京谷会長 すみません。碓井 3 丁目の件はどうですかね。

地元委員 碓井 1 丁目に住まれてます●●さんですが、この地域にたくさん土地を持っておられまして、耕作はされてませんで、年何回かトラクターで草倒しばかりされてたんです。たまたまこういう話が出てきましたんで、本人も非常に楽になったということで、なんら異議はございません。

京谷会長 ありがとうございます。すみません。
碓井3丁目の分につきましても、地元委員さん異議ないようですが、地区委員さん、他の委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 ありがとうございます。古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 次に4件目の古市地区これも古市地区ですね、碓井2丁目の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 2月28日に現地に確認に行きまして、2筆ともトラクターで綺麗に耕されていきました。議案9号につきましては、異議はございません。

京谷会長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
4件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。
それでは、事務局からその他連絡事項をお願いします。

京谷会長 それでは、これで委員会を閉会させていただきます。